

医師確保計画策定部会運営要領

(令和元年7月9日医-665)

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県地域医療対策協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき設置する秋田県地域医療対策協議会医師確保計画策定部会（以下「部会」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 秋田県医師確保計画の策定に係る専門の事項を調査審議させるため、秋田県地域医療対策協議会に部会を設置する。

(組織及び委員の任期)

第3条 部会の委員の定数は、7人以内とする。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、次の各号に掲げる組織に属する者のうちから、当該各号に掲げる人数の範囲内で秋田県地域医療対策協議会会長が指名する。

(1) 秋田大学医学部 2人以内

(2) 秋田県医師会 2人以内

(3) 秋田県病院協会 3人以内

3 委員の任期は、指名の日から令和2年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員（部会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関及び団体のうちから、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、部会に出席させることができる。この場合において、第3項中「委員」とあるのは、「委員（代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室が行う。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年7月9日から施行する。